

独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則

平成16年4月1日
16規程第11号

改正 平成17年 3月31日17規程第17号
平成17年10月27日17規程第37号
平成18年 3月22日18規程第4号
平成18年11月27日18規程第12号
平成19年 3月30日19規程第10号
平成20年 3月21日20規程第5号
平成20年12月25日20規程第12号
平成21年 3月18日21規程第2号
平成21年 6月11日21規程第7号
平成21年11月30日21規程第18号
平成22年 3月30日22規程第1号
平成22年 6月28日22規程第5号
平成22年11月30日22規程第16号
平成24年 3月29日24規程第6号
平成24年 7月20日24規程第23号
平成26年 3月20日26規程第4号
平成26年 3月20日26規程第6号
平成26年12月 9日26規程第25号
平成26年12月26日26規程第26号

(目的及び効力)

第1条 この規則は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、期間を限って雇用される嘱託及び修学職員（以下「嘱託等」という。）の就業に関する事項を定めるものとする。

2 嘱託等の就業に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(嘱託等の区分)

第2条 嘱託等は、その勤務形態により次の各号のとおりに区分する。

- (1) 常勤嘱託等（1週の勤務時間が38時間45分のもの）
- (2) 非常勤嘱託等（1週の勤務時間が38時間45分未満のもの）

(職員就業規則の準用)

第3条 次の各号に掲げる事項については、職員就業規則の規定を嘱託等に準用する。

- (1) 採用（第3条、第4条第1号及び第5条（ただし、第2項第2号は準用しない。））
- (2) 退職（第13条。ただし、第1項第3号及び第4号は準用しない。）
- (3) 解雇（第14条から第18条）
- (4) 服務心得、遵守事項（第19条第1項及び第2項、第20条から第25条第1項、第27条及び第28条）
- (5) 出勤、遅刻、早退、欠勤（第29条から第32条）
- (6) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務（第33条の2）
- (7) 休憩時間（第34条）
- (8) 所定の場所以外での勤務（第35条）
- (9) 休日の振替（第38条）
- (10) 勤務時間の変更（第39条）
- (11) 年次有給休暇の届出（第41条）
- (12) 特別有給休暇の届出（第43条）
- (13) 育児休業及び育児時間（第45条）
- (14) 介護休暇（第46条）
- (15) 母性健康管理（第47条から第50条）
- (16) 出張（第51条及び第52条）
- (17) 教育研修（第56条）
- (18) 安全衛生（第57条）
- (19) 感染症の届出等（第58条。ただし、第2項は準用しない。）
- (20) 健康診断（第59条。ただし、第4項は準用しない。）
- (21) 災害補償（第60条）
- (22) 表彰（第61条）
- (23) 懲戒（第62条）
- (24) 人事給与システムの使用の例外（第63条の2）

2 誓約書の記載事項に関する前項第1号において準用する職員就業規則第5条第2項第5号の規定の適用については、同号中「退職金の返納、損害賠償又は差止の請求等」とあるのは、「損害賠償の請求等」とする。

（雇用期間）

第4条 嘱託等の雇用期間は、雇用した日から雇用した日の属する年度の末日までの範囲内とする。

（所定労働時間及び勤務時間）

第5条 所定労働時間は、毎月1日を起算とする1か月単位の変形労働時間制とし、1か月を平均して1週間38時間45分以内とする。

2 嘱託等の勤務時間は、午前9時から午後5時30分までと午前9時30分から午後6時までの2区分とし、理事長が個別に指定する。

3 理事長は、業務上必要があると認めるときは、前項の勤務時間を変更することができる。

(休日)

第6条 嘱託等の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 年末年始(12月29日から31日までの期間並びに1月2日及び3日)
- (4) その他特に理事長が指定する日

2 非常勤嘱託等の休日は、前項に定めるもののほか、理事長が個別に指定する。

(時間外勤務及び休日勤務)

第7条 理事長又はその委任を受けた者は、業務上特に必要があると認めるときは、嘱託等に対して第5条に規定する勤務時間外に、又は前条に規定する休日に勤務させることがある。ただし、勤務時間外又は休日に勤務させる者は別に定める。

2 前項の規定に基づき、嘱託等が第5条に規定する勤務時間を超えて勤務したとき又は前条に規定する休日に勤務したときは、別に定めるところにより、超過勤務手当を支給する。

3 第1項ただし書に基づき、勤務時間外又は休日に勤務させる者として定めた者については、職員就業規則第37条(第1項及び第2項を除く。)及び第37条の2の規定を準用する。

(年次有給休暇)

第8条 常勤嘱託等の年次有給休暇は、次の各号に定めるところによる。

(1) 常勤嘱託等は、毎年4月1日から3月31日までの間において、20日の年次有給休暇を受けることができる。ただし、年度の途中において新たに雇用され、又は雇用が終了する者の年次有給休暇の日数は、雇用期間に応じて次の表に定める日数とする。

雇用期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

(2) 前号の日数については、労基法第39条第1項及び第2項の規定に基づく年次有給休暇が繰り上げられているものとする。

(3) 年次有給休暇の請求があった場合は、前号の年次有給休暇から先に請求があったものとして取り扱うこととする。なお、第3項に定める繰り越された年次有給休暇を有する者から年次有給休暇の請求があった場合は、当該休暇が先に請求されたものとする。

2 非常勤嘱託等は、労基法第39条第1項及び第3項の規定に基づく年次有給休暇を受けることができる。

3 第1項第2号及び前項の年次有給休暇は、20日を限度として次の1年間に繰り越すことができる。

4 年次有給休暇は、1日又は時間を単位として請求することができる。

(特別休暇)

第9条 常勤嘱託等は、職員就業規則第42条に規定する特別有給休暇を受けることができる。ただし、雇用期間が短期となる者は個別に決定する。

2 非常勤嘱託等は、次に掲げる有給又は無給の特別休暇を受けることができる。

(1) 有給の特別休暇は次のとおりとする。

イ 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤嘱託等が勤務しないことが相当であると認められるとき
7日の範囲内の期間

① 非常勤嘱託等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤嘱託等がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

② 非常勤嘱託等及び当該非常勤嘱託等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤嘱託等以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

ロ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

ハ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤嘱託等が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

ニ 非常勤嘱託等が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

ホ 非常勤嘱託等が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

ヘ 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により非常勤嘱託等が休暇を申し出て理事長の許可を受けた場合 理事長が認定する期間

(2) 無給の特別休暇は、次のとおりとする。

イ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定である女性の非常勤嘱託等が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

ロ 女性の非常勤嘱託等が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の非常勤嘱託等が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

ハ 生後1年に達しない子を育てる非常勤嘱託等が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の非常勤嘱託等にあつては、その子の当該非常勤嘱託等以外の親が当該非常勤嘱託等がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場

合は、1日に2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

ニ 非常勤嘱託等が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合
非常勤嘱託等の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における3日の範囲内の期間

ホ 非常勤嘱託等の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する非常勤嘱託等が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ヘ 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する非常勤嘱託等が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

ト 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤嘱託が、その子の看護(学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症にかかったその子の世話に限り、同規則第19条に規定する出席停止の期間中のものを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 子1人につき一の年度において原則として連続する10日の範囲内の期間

チ 職員就業規則第46条1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(月1日から翌年の3月31日までをいう。)において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

リ 非常勤嘱託等が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

3 前項第2号ニからチまでの休暇(以下この項において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(生理日の勤務が著しく困難な女性の嘱託等に対する措置)

第10条 女性の嘱託等で生理日の勤務が著しく困難な者の請求があった場合は、その者に対して無給の休暇を与える。ただし、常勤嘱託等については、2日以内を有給とすることができる。

2 前項の休暇を受けようとする者は、理事長に届け出るものとする。

(給与の種類)

第11条 嘱託等の給与の種類は、基本給、地域手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、住居手当、初任給調整手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当が支給される者は別に定める。

(基本給)

第12条 基本給は、勤務時間等の勤務形態により月額又は日額とし、その額は業務内容及びその者が有する知識、職務経歴等を勘案して個別に決定する。

(地域手当)

第12条の2 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)に規定する国家公務員に係る地域手当の規定を準用して支給する。

(通勤手当)

第13条 常勤嘱託等の通勤手当は、独立行政法人医薬品医療機器総合構職員給与規程(平成16年規程第4号。以下「給与規程」という。)第14条の規定を準用して支給する。ただし、月の途中から勤務を開始する場合は、当該月の通勤手当は日割計算により支給する。

2 非常勤嘱託等の通勤手当は、日割計算により支給する。

(住居手当)

第14条 住居手当は、給与規程第16条第1項第1号の規定を準用して支給する。

(初任給調整手当)

第14条の2 初任給調整手当は、給与規程第17条の規定を準用して支給する。

(超過勤務手当)

第15条 超過勤務手当は、給与規程第19条の規定を準用して支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第16条 期末手当及び勤勉手当は、勤務期間等に応じ、一般職給与法に規定する国家公務員に係る期末手当及び勤勉手当の規定を準用して支給する。ただし、期間率については、給与規程第25条第2項の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、6月の期末手当の額は期末手当基礎額に100分の122.5を、12月の期末手当の額は期末手当基礎額に100分の137.5を、勤勉手当の額は勤勉手当基礎額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 3 第1項において準用する一般職給与法の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当の支給対象期間内に、次の各号に掲げる期間がある場合は、別に定める方法により、当該支給対象期間から当該期間を除算する。
 - (1) 第3条第1項第5号において準用する職員就業規則第31条第1項に規定する欠勤をした期間
 - (2) 同条第1項第13号において準用する職員就業規則第45条の規定に基づき育児休業の承認を受けて勤務しなかった期間
 - (3) 同条第1項第14号において準用する職員就業規則第46条の規定に基づき介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間
 - (4) 同条第1項第10号において準用する職員就業規則第45条の規定による育児時間の承認を受けて、勤務しなかった期間
 - (5) 同条第1項第23号において準用する職員就業規則第62条第1項第3号の規定に基づき停職にされていた期間

(給与の減額)

第17条 嘱託等が定められた勤務時間を勤務しないときは、給与を減額しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間当たりの給与の額を減額して支給する。

(退職手当)

第18条 退職又は解雇に際して退職手当は支給しない

(給与の支給日)

第19条 基本給が月額で支給される者の基本給、地域手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当は、給与規程第9条の規定を準用して支給する。

- 2 基本給が日額で支給される者の基本給及び通勤手当は、毎月の末日を締切り日とし、その月の額を翌月の15日に支給する。ただし、15日が休日に当たるときは前日(その日が休日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い休日でない日)に支給する。

(期間の計算)

第20条 第3条の規定により準用する職員就業規則第13条、第14条、第15条、第16条、第31条及び第62条並びに第9条及び第10条において、一定日数、月数又は年数で示されているものについては、その日数、月数又は年数に休日を含むものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第21条 特別の事情によりこの規程によることが著しく不適當である場合の取扱いは、理事長の定めるところによる。

(実施規定)

第22条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）成立の際において、現に医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「旧機構」という。）の嘱託等としての身分を有し、引き続き機構の嘱託等となった者については、旧機構の嘱託等であった期間を機構の嘱託等であったものとみなして、この規則の規定を適用する。

3 平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間、第11条に規定する基本給、地域手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給並びに第17条に規定する1時間当たりの給与の額の算出については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）第9条の規定に準じるものとする。

附 則（平成17年3月31日17規程第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月27日17規程第37号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日18規程第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月27日18規程第12号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則第3条第1号において準用する独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員就業規則第5条第1項第2号の規定は、この規則の施行の際現に嘱託等の身分を有している者について適用する。

附 則（平成19年3月30日19規程第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日20規程第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年3月31日において独立行政法人医薬品医療機器総合機構に在籍していた嘱託等に係るものについては、平成20年6月2日から施行する。

附 則（平成20年12月25日20規程第12号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、改正後の第9条第2項第1号ニの規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成21年3月18日21規程第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月11日21規程第7号）

- 1 この規則は、平成21年6月11日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の70」とあるのは「100分の65」とする。

附 則（平成21年11月30日21規程第18号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日22規程第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日22規程第5号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成22年11月30日22規程第16号）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の60」とする。

附 則（平成24年3月29日24規程第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月20日24規程第23号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日26規程第4号）

この規程は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成26年3月20日26規程第6号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日26規程第25号）（抄）

- 1 この規則は、平成26年12月10日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構嘱託等就業規則第16条第2項の適用については、同項中「100分の70」とあるのは「100分の77.5」とする。

附 則（平成26年12月26日26規程第26号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。